

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 8 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600001号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600103号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の資格喪失年月日を昭和41年5月1日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

昭和41年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和41年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年5月1日から同年9月5日まで

昭和39年6月にA社に入社し、その後、関連会社としてB社が設立され、いつかは覚えていないが、B社が設立されたと同時にそちらに異動したと記憶している。A社からB社へは切れ目なく継続して勤務しており、給料については変更なく支給され、厚生年金保険料も控除されていた。ところが、年金事務所から届いたお知らせの文書を見ると、昭和41年5月1日から昭和41年9月5日までの記録が抜けていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び複数の元同僚に係る雇用保険の記録並びに複数の元同僚の陳述により、請求者は、請求期間においてA社からB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者と同時期にA社からB社に異動した元同僚が所持する昭和41年4月分から同年9月分の給料支払明細書によると、昭和41年4月分から同年6月分及び同年9月分については、いずれも標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる上、複数の元同僚は、厚生年金保険料の控除について、当月控除であった旨の回答をしている。

さらに、複数の元同僚は、「A社とB社は関連会社であり、両社の経理給与事務はA社の経理担当者が行っていたが、給与の支払い、厚生年金保険料の控除はそれぞれの事業所から支払

われ、控除されていた。」と陳述しているところ、上述の元同僚が所持する昭和41年4月分から同年9月分の給料支払明細書のうち、昭和41年6月分以降（同年8月分を除く）の給料支払明細書に、「B社」とゴム印が押されていることが確認できる。また、上述の元同僚が所持する昭和41年4月分及び同年5月分の給料支払明細書は、A社に勤務していたとする別の元同僚が所持する昭和41年4月分及び同年5月分の給料支払明細書と同じ様式であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和41年5月1日から同年6月1日までの期間においては、請求者は、A社から給与の支給を受け、当該給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが推認できることから、請求者のA社における被保険者資格の喪失日を昭和41年5月1日から同年6月1日に訂正することが必要である。

また、昭和41年5月の標準報酬月額については、請求者のA社に係る昭和40年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和41年5月1日から同年6月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、A社は昭和56年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主が不明のため回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち昭和41年6月1日から同年9月5日までの期間については、前述のとおり、複数の元同僚が、A社とB社の給与の支払い及び厚生年金保険料の控除は、それぞれの事業所から支払われ、控除されていた旨陳述しているところ、請求者と同時期にA社からB社へ異動した元同僚が所持していた昭和41年6月分以降（同年8月分を除く）の給料支払明細書に、B社の名前が確認できる。

さらに、事業所番号等検索簿によると、B社は昭和41年9月5日付けで任意包括適用事業所となっており、当該期間においては、適用事業所ではないことが確認できる。

これらの事実及び収集した関連資料等から総合的に判断すると、昭和41年6月1日から同年9月5日までの期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600183号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600104号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月10日の標準賞与額を21万1,000円、平成17年9月16日の標準賞与額を57万6,000円、平成18年3月15日の標準賞与額を53万円、平成19年7月15日の標準賞与額を67万7,000円、同年9月14日の標準賞与額を65万円に訂正することが必要である。

平成16年9月10日、平成17年9月16日、平成18年3月15日、平成19年7月15日、同年9月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年9月10日、平成17年9月16日、平成18年3月15日、平成19年7月15日、同年9月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年9月
② 平成17年9月
③ 平成18年3月
④ 平成19年7月
⑤ 平成19年9月

A社での厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間①から⑤までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された平成16年及び平成17年の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)の写し及び同僚が保管していた当該請求期間の賞与明細書の写しにより、請求者は、当該請求期間に事業主より賞与が支給され、

標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、請求者から提出された平成 18 年の源泉徴収簿の写し、同僚が保管していた当該請求期間の賞与明細書の写し及び B 市役所から提出された請求者に係る平成 18 年の市民税・県民税課税証明書（以下「課税証明書」という。）により、請求者は、当該請求期間に事業主より賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④について、請求者から提出された平成 19 年の源泉徴収簿の写し、同僚が保管していた当該請求期間の賞与明細書の写し、B 市役所から提出された請求者に係る平成 19 年の課税証明書及び C 農業協同組合 D 支店から提出された「当座性取引履歴照合表」（以下「取引履歴照合表」という。）により、請求者は、事業主により賞与が支給され、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②は、平成 16 年及び平成 17 年の源泉徴収簿及び同僚の賞与明細書から、請求期間③は、平成 18 年の源泉徴収簿、同僚の賞与明細書及び平成 18 年の B 市役所の課税証明書から、請求期間④は、平成 19 年の源泉徴収簿、同僚の賞与明細書、平成 19 年の B 市役所の課税証明書及び C 農業協同組合 D 支店から提出された取引履歴照合表により、請求期間①の標準賞与額を 21 万 1,000 円、請求期間②の標準賞与額を 57 万 6,000 円、請求期間③の標準賞与額を 53 万円、請求期間④の標準賞与額を 67 万 7,000 円とすることが妥当である。

請求期間⑤について、請求者から提出された平成 19 年の源泉徴収簿の写し、同僚が保管していた当該請求期間の賞与明細書の写し、B 市役所から提出された請求者に係る平成 19 年の課税証明書及び E 銀行 F 支店から提出された「お取引明細表」により、請求者は、事業主から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤にかかる標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑤に係る標準賞与額については、平成 19 年の源泉徴収簿及び B 市役所から提出された請求者に係る平成 19 年の課税証明書の社会保険料控除額から、請求期間⑤の標準賞与額を 65 万円とすることが妥当である。

また、賞与の支給日については、平成 16 年から平成 20 年までの源泉徴収簿により、請求期間①は平成 16 年 9 月 10 日、請求期間②は平成 17 年 9 月 16 日、請求期間③は平成 18 年 3 月 15 日、請求期間④は平成 19 年 7 月 15 日、請求期間⑤は平成 19 年 9 月 14 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600010号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600102号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のC社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年8月1日から昭和57年1月27日まで
② 平成5年7月2日から同年11月1日まで
③ 平成5年12月29日から平成6年3月1日まで
④ 平成6年11月1日から平成7年2月21日まで

請求期間①から④までについて、給与明細書は残っていないが、勤務していた会社からそれぞれ給料の支払いを受け、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社を一旦退職したことになっているが、当該請求期間も勤務していたと主張しているところ、請求者の雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、当該事業所において、昭和56年5月1日に資格を取得し、同年7月31日に離職した記録となっており、当該請求期間において、当該事業所における雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

また、当該事業所における請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、請求者は、昭和56年7月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に喪失した後、昭和57年1月27日に再び当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取

得し、昭和 58 年 5 月 28 日に資格を喪失していることが確認できるところ、請求者の年金手帳記号番号は、昭和 57 年 1 月 27 日に再び厚生年金保険被保険者の資格を取得した際に、新たな年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 56 年 8 月 1 日に資格を喪失した際に、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、事業主は、請求者の請求どおりの届出を行い、請求期間に係る保険料を納付したと回答しているものの、当該事業所にこれらを確認できる関連資料はないため、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間①に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は確認できず、整理番号に欠番もない。

2 請求期間②について、請求者の B 社における雇用保険の資格取得は、平成 5 年 7 月 2 日となっているところ、当該事業所が保管していた請求者に係る「社員名簿」には、請求者を平成 5 年 7 月 2 日試採用、同年 11 月 1 日準社員とする記載があることから、請求者は、当該請求期間に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所が保管していた請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、請求者の資格取得年月日は平成 5 年 11 月 1 日となっており、当時、給与計算及び社会保険事務を担当していた 2 人の同僚は、「試用期間の時は厚生年金保険に加入していなかった。」、「準社員に昇格してから厚生年金保険に加入したと思われる。」とそれぞれ回答している。

また、請求者と同じ平成 5 年 11 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 3 人の雇用保険の資格取得は、全員、平成 5 年 7 月中であるところ、3 人のうち 1 人は、当該事業所において、雇用保険の資格を取得してから厚生年金保険に加入するまで、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらのことから、当該事業所では、請求期間②当時、入社と同時に厚生年金保険の加入手続きを行う取り扱いではなく、請求者は、当該請求期間に事業主から厚生年金保険料を控除されていなかったことがうかがえる。

また、請求期間③について、請求者は B 社に平成 6 年 2 月末まで勤務していたと主張しているところ、前述の「社員名簿」には、退職年月日平成 5 年 12 月 28 日の記載があり、前述の給与計算及び社会保険事務を担当していた同僚 2 人は、「厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日である。」と回答している。

加えて、請求者の雇用保険の記録から、請求者は、当該事業所を平成 5 年 12 月 28 日に離職後、平成 6 年 1 月 24 日に公共職業安定所において求職の申込みをしていることが確認できる。

これらのことから、請求者は、請求期間③に、当該事業所に勤務していなかったことがうかがえる。

3 請求期間④について、請求者は、C 社に平成 6 年 11 月 1 日から勤務していたと主張して

いるが、当該事業所のD工場における雇用保険の資格取得は、平成7年2月15日で、厚生年金保険被保険者資格の取得は、同年2月21日である。

また、事業主は、平成15年に廃業したので当時の資料はないと回答しているが、請求期間④当時、当該事業所のD工場において給与計算及び社会保険事務を担当していた者は、「新卒者は、4月1日入社と同時に厚生年金保険に加入。中途採用者は、試用期間があり、すぐに厚生年金保険に加入しなかった。中途採用者の厚生年金保険の加入日は、給与の締めが20日なので、21日に決まっていた。」と回答しているところ、請求者は、当該事業所に新卒者として採用されていない。

さらに、請求期間④当時、当該事業所の厚生年金保険に加入していた同僚11人に照会し、4人から回答を得たが、請求者の当該請求期間当時の勤務を記憶している者はいない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。